

緊急災害医療支援基金



募集要項

2025 年 4 月

公益財団法人東京コミュニティー財団

基金設立の背景---

「能登半島地震復興支援基金」において被災地での医療支援事業へ助成を行った経験から、大きな災害があった時の医療支援は、発災後速やかに行うことが重要かつ有効であると改めて認識しました。

緊急災害医療支援基金（以下、「本基金」という。）は「能登半島地震復興支援基金」の寄附者から、こうした経験を生かすため、災害が発生する前に予め助成先（医療支援団体）の選定・登録を行い、発災後に迅速な支援事業に繋げることができる準備基金を、という思いから設立されました。

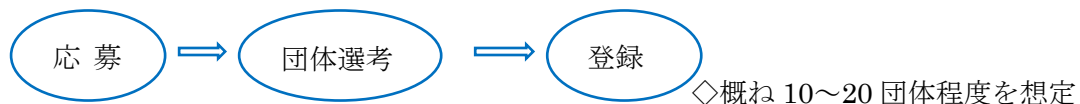
本基金は、医療分野を中心に災害被災地・被災者支援活動を行う団体様からのご応募をお待ちしております。

本基金について

本基金は災害が発生する前に予め助成先（医療支援団体）の選定・登録を行うことで、発災後に迅速な支援事業に繋げることができる準備基金となります。そのため、助成金支給までのプロセスは2段階になります。

助成までのプロセス

1. 助成対象活動地域(※)での災害発生時に緊急医療支援を行うことができる団体として平時に登録



★発災

2. 登録された団体からの助成金申請に基づき医療支援を実行



◆支援対象となる災害の発生がない場合は、1年に1回を目途に団体様の状況のフォローアップ(面談・書類提出等)を行います。

助成対象となる事業の要件

以下の3分野のうちいずれかに該当すること。

1. 災害被災地における医療及びその従事者への支援事業
2. 災害被災地の医療に関連もしくは不随している復興事業
3. 災害被災地での介護・保健・福祉を含む支援事業

※助成対象活動地域は、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、とします。

但し、団体の所在地は上記5県に限りません。

助成対象となる団体の要件

上記助成対象事業に取り組む、特定非営利活動法人（NPO）・一般社団法人・社会福祉法人・任意団体などで、以下の要件を満たすもの。

1. 日本国内に主な事業拠点があること
2. 活動実績が1年以上あること
3. 構成員が5名以上いること（法人格の有無は問いません）
4. 事業報告、適切な資金管理などを行う体制が整っていること

※原則として上記要件を満たすことが必要ですが、諸事情により一部満たせない場合については、個別で審査いたします。

助成対象となる事業期間

概ね発災から1年間程度を想定します。

助成金額/団体数

- ・助成総額 4,500 万円
- ・一件あたり助成額 概ね 200 万円～1,000 万円程度
- ・団体数 10 団体程度の選定を想定

※災害規模、発生時の状況等により、助成額、件数等を決定します。

対象となる経費の種類----- 対象災害支援事業に係る費用に限定

以下が助成対象となる経費の例です。

人件費	今回の活動に関わる人件費
諸謝金	外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な旅費・交通費・宿泊費など
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
設営費	会場借用料、会場設営費用など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB等で広告するための費用
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

申請の方法

下記必要書類を E-mail または郵送にて事務局までお送りください。

■必要書類

- ・登録申請書（指定様式）
- ・最新の計算書類（活動計算書・貸借対照表・財産目録の3点、またはそれらに類するもの）
- ・活動報告書など、直近1年程度の活動の概要がわかるもの

※申請書送付先/お問い合わせ先は次ページを参照願います

選考の観点

1. 登録団体の選考に当たっては、本基金設立の背景などを踏まえ以下の観点から検討いたします。
 - ・事業の公益性／事業の有効性
 - ・団体の信頼性／団体の発展性
 - ・過去の災害時の実績
2. 助成の選考に当たっては、以下の観点を加えて検討いたします。
 - ・発災地域・規模・状況
 - ・助成金の必要性／事業の有効性
 - ・支援事業の実行性

選考・助成スケジュール

応募受付期間 : 2025 年 4 月 1 日（火）～ 7 月 1 日（火曜日）

*応募状況により繰り上げ又は延長する場合があります。

審査期間 : 7 月上旬～（書類到着から順次書類審査及び面談を行っていきます。）

助成金申請 : 発災直後

助成金振込 : 登録団体は、発災後速やかに助成金額を申請し、財団助成委員会及び理事会で決裁後、速やかに助成金の振込を行います。

◆支援対象災害の発生がない場合は、1 年に 1 回を目途に団体様の状況のフォローアップ（面談・書類提出等）を行います。

登録申請書送付先/お問い合わせ先

公益財団法人 東京コミュニティー財団 事務局

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地 半蔵門ファーストビル 5 階

TEL : 03-5212-5244

FAX : 03-5212-5216

E-mail : jimukyoku@tmcf.or.jp